

人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求)に規定する数

32,910人

2 地方自治法第76条第1項(市の議会の解散の請求)、同法第81条第1項(市長の解職の請求)及び同法第86条第1項(市の助役、収入役、選挙管理委員又は監査委員の

解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項(市の教育委員会の委員の解職の請求)に規定する数

548,485人

3 地方自治法第80条第1項(市の議会の議員の解職の請求)及び同法第86条第1項(区の選挙管理委員の解職の請求)に規定する数

区 名	規 定 する 数	区 名	規 定 する 数
千 種 区	37,923人	熱 田 区	17,009人
東 区	17,169人	中 川 区	52,436人
北 区	44,508人	港 区	37,317人
西 区	36,762人	南 区	39,783人
中 村 区	37,157人	守 山 区	37,627人
中 区	17,107人	緑 区	47,523人
昭 和 区	26,294人	名 東 区	36,943人
瑞 穂 区	27,900人	天 白 区	35,032人

教育委員会告示

名古屋市教育委員会告示第46号

平成7年12月6日午前10時教育委員会室において教育委員会定例会を開催し、次の議件を付議します。

平成7年12月1日

名古屋市教育委員会委員長 笠原 嘉

名古屋市博物館協議会委員の任命について

平成7年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針について

名古屋市教育委員会告示第47号

名古屋市美術館条例施行規則(昭和63年名古屋市教育委員会規則第12号)第2条第4項の規定により、名古屋市美術館を平成7年12月26日から平成7年12月28日まで、展示室内整備等のため休館します。

平成7年12月7日

名古屋市教育委員会委員長 笠原 嘉

人事委員会規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成7年12月1日

名古屋市人事委員会委員長 越原 一郎

名古屋市人事委員会規則第9号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

目次中「第25条の2」を「第25条」に改める。

第24条を削り、第25条を第24条とし、第25条の2を第25条とする。

第35条第1項中「他の証拠調べによって心証を得ることができないときは」を「必要があると認めるときは」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前になされた不服申立てについては、なお従前の例による。

監 査 公 表

平成7年監査公表第5号

地方自治法第242号第1項の規定に基づき、名古屋市職員措置請求書の提出があり、同条第3項の規定により監査を行ったので、その結果を公表します。

平成7年12月8日

名古屋市監査委員	伊 藤 年 一
同	小 寺 洋 夫
同	栗 田 資 夫
同	荒 木 俊 二

名古屋市職員措置請求の監査結果について

第1 措置請求の概要

1 平成6年度における名古屋市財政局財政部財政課の懇談経費(合計42件)の支出について、平成7年10月11日、名古屋市守山区苗代二丁目7番38号居住の佐々木伸尚及び同西区大倉町1丁目54番地の2階住の菟田勝の2名から、地方自治法第242条第1項の規定に基づく名古屋市職員措置請求書(以下「措置請求書」という。)の提出があった。

この措置請求は、所定の要件を具備しているものと認められたので、平成7年10月23日受理した。

- 2 措置請求の要旨は、別添の措置請求書のとおりであるが、その概要は次のとおりである。

名古屋市財政局財政部財政課の合計42件の懇談については、以下の理由により、カラ飲食を初めとして、決済文書と実態の異なる飲食について違法に支出がなされた疑いが濃厚である。

- (1) 42件の支出中、5件を除く37件の請求書日付と支出命令日は同一である。また、懇談の開催日と支出命令日が3ヶ月以上経過しているものも9件ある。

- (2) 10件については、もともと記載されていた請求書年月日を修正液で消し、日付ゴム印を押すなどして、わざわざ請求書の日付を改ざんした痕跡が明らかである。

その他、請求書の発行日欄の記載については、33件が支出命令書と同一の日付スタンプを使用しており、日付空欄の請求書に職員が請求日付を記入していることは疑いない。

- (3) 以下の懇談会については、市販の請求書に飲食内容を職員が手書きで作成したことは明らかであり、カラ飲食であることの疑いは濃厚である。

①3件のいずれの請求書も、支出伺書の起案ならびに支出命令書の検査確認者である主事の作成にかかるとが筆跡からうかがえる。

②3件のいずれの請求書も、飲食内容から、異なる店の請求書であることは明らかであるにもかかわらず、3通の請求書の筆跡は同一であり、課内において作成されたことがうかがえる。

よって、市長に対し、別表記載の42件の懇談中、実態と異なる支出が行われているものについては、市長、飲食した職員、主事、支出手続担当者、飲食店、懇談の相手方らにその費用を名古屋市に返還させる等の適切な措置をとることを求める。

第2 監査の実施

- 1 措置請求の対象が、懇談経費の支出に当たった請求書の改ざん等による決済文書と実態の異なる飲食について違法に支出がなされた疑いがあり、その理由として、①請求書の日付を改ざんしていること、②日付空欄の請求書に職員が請求書日付を記入していること、③市販の請求書に飲食内容を職員が手書きで作成していること等の点にあると理解される。

したがって、監査は、措置請求人（以下「請求人」という。）が個別的、具体的に摘示している疑問点について、請求書の妥当性を中心に、監査委員の権限の範囲内で実施した。

- 2 監査にあたっては、地方自治法第242条第5項の規定に基づいて、平成7年10月31日、請求人から措置請求書の要旨を補足する陳述を聴取し、新たな証拠の提出がなされた。その内容は、以下に述べる4点である。

- (1) 請求書の妥当性について

前述した措置請求書の要旨(1)、(2)に加え、次のことを主張した。

請求書の発行番号が記入されていないものが多く、これらは正規の請求書と認められるのであろうか。

- (2) 市販の請求書に飲食内容を職員が手書き作成その他によって、いわゆる「カラ懇談会」が行われているのではないかとの疑いについて

前述した措置請求書の要旨(3)に加え、次のことを主張した。

同じ飲食店で2日連続で懇談を行ったが、請求書発行番号は連続番号となっており、不自然な請求書である。

(別表No. 13、14)

- (3) 支出内容の妥当性について

ア 会議として昼食をとり、その時にビールを飲むというのは、公金の支出のあり方として妥当か。(別表No. 6、25、26、27、28、30、31、36)

イ 酒類の量がかかなり多いが、それは妥当か。(別表No. 7、10)

ウ 参加人数と料理の数が異なるものがある。(別表No. 35、36、37)

エ タバコ代、車代、お土産代まで公金で支払うのは妥当か。(別表No. 1、2、4、8、9、10、15、18、20、21、23、24、33、34、41)

- (4) 予算支出項目の妥当性について

一般会計の財政管理費や公債特別会計の公債事務費から、食糧費に支出するのは妥当な予算執行と言えるか。

- 3 措置請求書の検討を行うとともに、財政局からの事情聴取及び関係書類の調査を実施し、関係人である飲食店等の実地調査などを行った。

- 4 請求人は、1年の措置請求期間を経過しているものについても措置請求の対象に含め、陳述の機会において、市民が情報公開条例によって得た情報を分析した結果、支出の違法性が判明したもので、これら膨大な資料の分析検討には相当の日時を要し、1年の措置請求期間を経過していたとしても正当な理由があると主張した。

しかし、本市の公文書公開条例によれば、決裁、供覧等の手続が終了した「公文書」については、任意に、いつでも公文書の公開を請求することができる旨、規定されている。

したがって、平成6年10月11日より前になされた食糧費の支出については、請求人は支出が終わった日から容易にその事実を知り得る立場にあったので、地方自治法第242条第2項ただし書に定める「正当な理由」があると主張は認めることはできない。

よって、平成6年10月11日以降に支出された食糧費(27件)を監査の対象とした。

第3 監査の結果

- 1 監査及び関係人からの事情聴取等により認定された事実及び監査委員の判断は、次のとおりである。

- (1) 請求書の妥当性について

ア 27件の支出中、3件を除く24件の請求書日付と支出命令日は同一であるとの主張について

請求書及び支出命令書を調査したところ、別表No. 11、22、39の3件のほか、No. 37を加えた4件を除く23件の請求書日付と支出命令日は同一であった。

イ 懇談の開催日と支出命令日が3ヶ月以上経過しているものも8件あるとの主張について

3ヶ月以上経過しているものは、別表No. 7、15、23、24、29、32、33、34の8件のほか、No. 25、26、28、31、35の5件を加えた13件であった。

ウ 8件については、もともと記載されていた請求書年月日を修正液で消し、日付ゴム印を押すなどして、わざわざ請求書の日付を改ざんした痕跡が明らかであるとの主張について

別表No. 11、23、24、25、27、36の6件について、日付を修正していたが、No. 26、33の2件については、請求書日付空欄のものに財政課職員が記入していた。

エ 請求書の発行日欄の記載については、22件が支出命令書と同一の日付スタンプを使用しており、日付空欄の請求書に職員が日付を記入していることは疑いないとの主張について

いずれも事実であり、日付空欄の請求書に財政課職員が日付を記入していた。

オ 請求書の発行番号が記入されていないものが多く、これらは正規の請求書と認められるのであろうかとの主張について

請求書を調査したところ、その結果は以下のとおりであった。

- ・請求書に発行番号欄があって、番号を記入しているもの 6件
- ・請求書に発行番号欄がなくて、番号を記入しているもの 1件
- ・請求書に発行番号欄があって、番号を記入していないもの 11件
- ・請求書に発行番号欄がなくて、番号を記入していないもの 9件

(7) ア～エについて、いずれの事実もほぼ請求人の主張どおりであるが、その理由は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定により、適法な支払請求書を受領した日から一定期間内にその対価を支払わなければならないとされており、その期限に遅れないように、債権者の了解を得られるものについては、請求書日付の空欄のものを徴取し、あるいは日付を修正しているのが実態である。

しかし、債権者の了解を得られたからといって、このような取扱いは、債権者の利益を制限することになるので、今後は、債権者による要件具備の請求書の確実な提出を促し、適正な請求書を徴取して、迅速な事務処理をされるよう当局に要望する。

(イ) オについて、本市では、請求書発行番号の記入は、支出命令審査の要件となっていない。また、税務署からの聞き取り調査によれば、税務調査を行う場合、番号が付いていればその番号を調査するが、番号が付いていないからといって問題があるということにはしていないし、また、番号を付けている飲食店は少ないとのことである。

(2) 市販の請求書に飲食内容を職員が手書きで作成したこ

とは明らかであり、カラ飲食であることの疑いは濃厚であるとの主張について

ア 3件のいずれの請求書も、支出伺書の起案ならびに支出命令書の検査確認者である主事の作成にかかることが筆跡からうかがえる。

イ 3件のいずれの請求書も、飲食内容から、異なる店の請求書であることは明らかであるにもかかわらず、3通の請求書の筆跡は同一であり、課内において作成されたことがうかがえる。

これらの請求書を調査したところ、財政課職員の筆跡であることが確認された。

そこで、その理由を調査した結果は、以下のとおりである。

(7) アのうち、別表No. 7、21については、財政課に債権者から当初に提出された請求書が残っていたので、それで調査した結果、No. 7については、当初の請求書は、消費税額及び特別地方消費税額が各1円多く、請求金額が2円多くなっており、また、請求書年月日が平成6年6月20日となっていた。

No. 21については、当初の請求書は、請求明細書の奉仕料の金額が66,800円のところ、66,500円と誤記されており、また、請求書年月日が平成6年9月2日となっていた。

(イ) 残りの4件については、飲食店の実地調査によって飲食店の請求書(控)(以下「請求書(控)」という。)で調査した結果、別表No. 17については、請求書(控)は、請求書年月日が平成6年8月20日となっていた。

別表No. 19については、請求書(控)は、消費税額が1円多く、請求金額が1円多くなっており、また、請求書年月日が平成6年8月20日となっていた。

別表No. 29については、請求書(控)は、消費税額が1円多く、請求金額が1円多くなっており、また、請求書年月日が平成6年10月20日となっていた。

別表No. 35については、請求書(控)は、特別地方消費税額が1円多く、請求金額が1円多くなっており、また、請求書年月日が平成6年12月20日となっていた。

なお、懇談経費については、債権者の申出に基づいて、債権者の銀行預金口座に振込まれていることを確認した。

このような職員による請求書の書直しは、消費税額及び特別地方消費税額の計算において、本市の会計事務処理上、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第2条の規定により、1円未満の端数を切捨てることとされているため、飲食店の了解を得て、当初の請求書を書直したものである。

また、請求明細書の奉仕料の金額が誤記されていたことについても、同様の理由であった。

次に、請求書年月日については、上記(1)(7)で述べたとおりである。

しかし、本来債権者が作成すべき書類を当局側が作成したり、日付を修正したりすることは、債権者の利益を制限することにもなり得るので、事務処理上適正を欠くと言わざるを得ない。

したがって、今後は、やむを得ず補正が生じた場合には、債権者自らが補正する事務処理に改められるよう当局に強く要望する。

(3) 支出内容の妥当性について

ア 会議として昼食をとり、その時にビールを飲むというのは、公金の支出のあり方として妥当かとの主張について

27件のうち、昼食のものは8件で、このうち、アルコール付きは7件である。

7件のアルコールの量は、いずれも1人当たりビール1本以下であり、社会通念上儀礼の範囲内のものと思料するが、公務執行中、かつ公金執行であることを考慮すれば、好ましいものではない。

イ 酒類の量がかなり多いが、それは妥当かとの主張について

別表No. 7について、請求人は日本酒「久保田」、「空」の一本当たりの量を1.8ℓで計算しているが、飲食店からの聞き取り調査によれば、その量は約330mlである。

酒類の量が多いか少ないかは一概には言えないが、あまり高価なものは慎むべきものと思料される。

ウ 参加人数と料理の数が異なるものがあるとの主張について

別表No. 35については、当初5名の参加を予定して会議等支出何を作成したが、当日1名追加になったにもかかわらず、会議等支出何を変更することなく、支出手続を行ったものである。また、飲食店からの聞き取り調査によれば、当日追加になった人に単品での料理を提供したとのことである。

別表No. 36、37については、会議等の参加者のほかに、会議等の従事者に別料理を提供したものである。

いずれにせよ、会議等支出何と異なる人数となっているのは事実であり、今後は会議等支出何に明示する事務処理をされたい。

エ タバコ代、車代、お土産代まで公金で支払うのは妥当かとの主張について

27件のうち、タバコ代、車代、お土産代などを公金で支払っているものは7件ある。

これらについては、会議、懇談等に要する経費支出に伴う支出で、社会通念上認められる範囲内であればやむを得ないと思料するが、できるだけ少なくすることが望ましいと思料する。

(4) 予算支出項目の妥当性について

歳出予算は、目的別に款、項、目に区分して計上することとされており、それぞれの事務事業の目的に応じて、会議、懇談等に係る経費が計上され、該当する費目から支出しているのが、妥当な支出項目である。

以上が請求人から提出された措置請求書及び陳述の機会に述べられた疑問点について実施した監査内容である。

2 結論

監査及び監査対象部局の事情聴取、飲食店等の関係人の調査により、認定された事実から判断する限り、懇談等実施の会議等支出何と飲食店との事実関係に食違いは見受けられず、その飲食代金も口座振込によって債権者に確実に支払われていることを収入役室の総合振込明細表により、確認した。

以上のことから、措置請求には理由がなく、措置の必要がないものと判断する。

しかしながら、措置請求に係る懇談経費の支出については、適切さを欠く事務処理が多々見受けられ、このように種々の疑惑を生じさせたことは誠に遺憾であると言わざるを得ない。

よって、市長に対し、下記のことについては是正改善措置を講ぜられるよう意見を提出した。

- 1 会議、懇談等の開催にあたっての決裁書類等が作成されていないので、その作成をすべきこと
- 2 飲食を伴う会議、懇談等の実施にあたっては、必要最小限にして、かつ、節度ある執行に努めること
- 3 請求書の日付の改ざんや空白にさせることなく、早期の支払いに努め、債権者の利益制限とならないよう配慮すること
- 4 請求書の職員による書直しはいかなる理由や事情があろうとも絶対にさせないこと
- 5 検査確認者を適正に指定し、確実に行われたいこと

別表 番号	開催日 平成 年 月 日	請求金額		参加人数 人	支出命令日 平成 年 月 日	支払日 平成 年 月 日	1 月 納 入 の 額
		請求日 平成 年 月 日	請求金額 円				
1	6.4.4	6.6.24	633,204	36	6.6.24	6.7.7	
2	6.4.15	6.9.2	736,918	36	6.9.2	6.9.30	
3	6.4.27	6.7.25	126,726	6	6.7.25	6.8.18	
4	6.5.2	6.8.8	508,077	26	6.8.8	6.8.31	
5	6.5.12	6.6.21	45,526	34	6.6.21	6.7.1	
6	6.5.13	6.7.15	97,989	62	6.7.15	6.8.15	
7	6.6.3	6.9.22	69,492	8	6.9.22	6.10.13	○
8	6.6.6	6.7.26	318,176	13	6.7.26	6.8.22	
9	6.6.9	6.9.2	382,880	14	6.9.2	6.9.30	
10	6.6.28	6.8.8	66,710	6	6.8.8	6.9.5	
11	6.7.4	6.9.4	194,254	24	6.9.22	6.10.11	○
12	6.7.6	6.8.8	83,634	6	6.8.8	6.8.31	
13	6.7.20	6.9.2	83,602	5	6.9.2	6.9.19	
14	6.7.21	6.9.2	43,142	3	6.9.2	6.9.19	
15	6.8.1	7.3.2	141,550	7	7.3.2	7.3.31	○
16	6.8.2	6.8.4	89,676	7	6.8.8	6.8.31	
17	6.8.2	6.9.22	26,059	4	6.9.22	6.10.11	○
18	6.8.9	6.8.9	237,952	12	6.9.2	6.9.19	
19	6.8.12	6.9.22	93,862	8	6.9.22	6.10.11	○
20	6.8.30	6.9.6	306,008	15	6.9.6	6.9.30	
21	6.9.2	6.9.29	442,848	13	6.9.29	6.11.10	○
22	6.9.19	6.9.20	33,814	4	6.9.27	6.10.11	○
23	6.9.29	7.3.8	113,848	5	7.3.8	7.4.6	○
24	6.10.5	7.3.8	148,106	6	7.3.8	7.4.3	○
25	6.10.18	7.1.19	80,839	14	7.1.19	7.2.6	○
26	6.10.19	7.1.27	46,566	13	7.1.27	7.3.6	○
27	6.10.20	7.1.17	38,535	8	7.1.17	7.2.6	○
28	6.10.20	7.1.27	13,400	6	7.1.27	7.2.28	○
29	6.10.20	7.3.7	105,872	12	7.3.7	7.3.23	○
30	6.10.21	7.1.17	9,373	5	7.1.17	7.2.6	○
31	6.10.27	7.1.27	28,143	8	7.1.27	7.3.6	○
32	6.10.28	7.3.13	267,120	11	7.3.13	7.3.31	○
33	6.11.15	7.3.2	150,172	8	7.3.2	7.3.20	○
34	6.11.16	7.3.7	122,402	7	7.3.7	7.3.31	○
35	6.11.25	7.3.7	72,544	5	7.3.7	7.3.23	○
36	6.12.15	7.3.2	214,357	19	7.3.2	7.3.20	○
37	6.12.15	7.3.5	316,696	15	7.3.6	7.3.23	○
38	7.2.7	7.3.16	10,500	50	7.3.16	7.3.31	○
39	7.2.7	7.3.14	109,604	11	7.3.16	7.4.6	○
40	7.2.17	7.3.13	63,662	5	7.3.13	7.3.23	○
41	7.2.21	7.3.7	75,014	5	7.3.7	7.3.20	○
42	7.3.9	7.3.13	235,638	10	7.3.13	7.3.31	○

名古屋市職員措置請求書

請求の趣旨

名古屋市財政課職員は、1994年（平成6年）度一年間に、合計42件の懇談を名古屋市内ないしその周辺でおこなった（別表）。ところがこれらの懇談は以下の理由により、支出伺書、支出命令書記載の通りの懇談が行われたとは考えがたい。

- (1) 42件の支出中、5件（別表番号11、16、18、22、39）を除く37件の請求書日付と支払い命令日は同一である。また、懇談の開催日と支出命令日が三ヶ月以上経過しているものも9件ある。しかし、かかる事態はいずれも一般の飲食において考えられない。
- (2) 以下の10件については、もともと記載されていた請求年月日を修正液で消し、日付ゴム印を捺すなどして、わざわざ請求書の日付を改竄した痕跡が明らかである（別表番号9、10、11、23、24、25、26、27、33、36）。その他、請求書の発行日欄の記載については、33件が支出命令書と同一の日付スタンプを使用しており、日付空欄の請求書に職員が請求日付を記入していることは疑いない。
- (3) 以下の懇談会については、市販の請求書に飲食内容を職員が手書きで作成したことは明らかであり、カラ飲食であることの疑いは濃厚である。
 - ①番号7、17、19：いずれの請求書も、支出伺書の起案ならびに支出命令書の検査確認者である主事の作成にかかることが筆跡（「財政」の文字等）からうかがえる。
 - ②番号21、29、35：いずれの請求書も、飲食内容から、異なる店の請求書であることは明らかであるにもかか

わらず、三通の請求書の筆跡は同一であり（「消費税」の文字など）、課内において作成されたことがうかがえる。

以上の点から、財政課の全42件の懇談については、カラ飲食を初めとして、決済文書と実態の異なる飲食について違法に支出がなされた疑いが濃厚である。そこで、別表記載の42件の懇談について、市長に対し次の通り勧告するよう監査委員に求める。

記

市長は別表記載の42件の懇談中、実態と異なる支出が行われているものについては市長、飲食した職員、主事、支出手続担当者、飲食店、懇談の相手方らにその費用を名古屋市に返還させる等の適切な措置をとること。

請求人

住所 名古屋市守山区苗代二丁目7-38
 職業 作曲家
 氏名 佐々木 伸尚

請求人

住所 名古屋市西区大金町1丁目54番地の2
 職業 作曲家
 氏名 蕨田 勝

請求人代理人

（別紙代理人目録記載の通り）

右の通り地方自治法第242条1項の規定により、別紙補充書、事実証明書、委任状を添付の上、必要な措置を請求する。

1995年10月11日

名古屋市監査委員 殿

（注）別表、別紙補充書、事実証明書、委任状の添付は省略した。